

## 令和3年関川村議会12月（第12回）定例会議会議録（第1号）

### ○議事日程

令和3年12月9日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第72号 関川村学校給食共同調理場条例の制定について
- 第 6 議案第73号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第 7 議案第74号 上関跨線橋補修工事の施行に関する協定の締結について
- 第 8 議案第75号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 9 議案第76号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第9号）
- 第10 議案第78号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第10号）
- 第11 議案第77号 令和3年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第3号）
- 第12 同意第9号 関川村監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第13 同意第10号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第14 同意第11号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第15 同意第12号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

---

### ○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 議案第72号 関川村学校給食共同調理場条例の制定について
- 第 6 議案第73号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第 7 議案第74号 上関跨線橋補修工事の施行に関する協定の締結について

- 第 8 議案第 75 号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 76 号 令和 3 年度関川村一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 10 議案第 78 号 令和 3 年度関川村一般会計補正予算（第 10 号）
- 第 11 議案第 77 号 令和 3 年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 12 同意第 9 号 関川村監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 13 同意第 10 号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 14 同意第 11 号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 15 同意第 12 号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（10名）

1 番	渡 邊 秀 雄 君	2 番	近 壽 太 郎 君
3 番	鈴 木 紀 夫 君	4 番	伊 藤 敏 哉 君
5 番	小 澤 仁 君	6 番	加 藤 和 泰 君
7 番	高 橋 正 之 君	8 番	平 田 広 君
9 番	伝 信 男 君	10 番	菅 原 修 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 121 条の規定により出席した者

村 長	加 藤 弘 君
副 村 長	角 幸 治 君
教 育 長	佐 藤 修 一 君
総務政策課長	野 本 誠 君
住民税務課長	渡 邊 浩 一 君
健康福祉課長	佐 藤 充 代 君
農 林 課 長	富 樫 吉 栄 君
建 設 課 長	河 内 信 幸 君
教 育 課 長	渡 邊 隆 久 君
健康福祉課参事	佐 藤 恵 子 君
診療所事務長	須 貝 博 子 君

観光地域政策室長 大 島 祐 治 君

---

○事務局職員出席者

事 務 局 長 熊 谷 吉 則  
主 幹 渡 辺 め ぐ 美

午前10時00分 開 会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和3年12月（第12回）関川村議会定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程に入る前に、3番、鈴木紀夫さんから、この後の一般質問について説明用に図面等の資料を配付したいとの申出がありました。これを許可し、お手元に配付しましたので、報告します。

---

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、高橋正之さん、8番、平田 広さんを指名します。

---

日程第2、議会運営委員長報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から本定例会議の会議日程（案）について報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（小澤 仁君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取扱い等について申し上げます。

去る11月30日、令和3年12月（第12回）定例会議の運営について、役場第2会議室において、委員及び議会事務局職員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、一般質問、各議案の上程を行います。終了後、常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

10日と13日から15日までは、議案調整及び委員長の事務整理日とします。

16日木曜日は、午後3時から本会議を開催し、常任委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は当日審議をし、即決とします。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。

議案第72号は、条例の制定案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第73号は、新潟県市町村総合事務組合規定の変更案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第74号は、上関跨線橋補修工事の施行に関する協定締結案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第75号は、関川村公の施設に係る指定管理者の指定案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第76号及び議案第78号は、一般会計補正予算（第9号）及び一般会計補正予算（第10号）です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

議案第77号は、診療所特別会計の補正予算案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

同意第9号は、監査委員の同意案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

同意第10号から同意第12号は、固定資産評価審査委員会委員の同意案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑・討論を行い、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は11月25日正午で締め切り、5名の方が本定例会議において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおりです。所管の常任委員会において審査をお願いします。

以上で報告を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表（案）のとおり決定しました。

---

日程第3、諸般の報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会議までに受理した陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年10月分の例月出納検査の結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から、定例会議開会に当たり挨拶の申出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

議員の皆様におかれましては、お忙しいところ令和3年関川村議会第12回定例会議にお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

新型コロナウイルスの世界的な大騒ぎがもう2年になります。このところ、国内、日本では第5波が収束をしつつあるということではほっとしているところですが、一方で変異したオミクロン株が国内でも発生をされてきているということで、まだ市中感染には至っていませんが、識者の中にはもう時間の問題だろうと言われている状況にあります。ぜひしっかり水際対策も含めて感染防止対策を徹底していただきたいなと思っております。

村としましては、いずれにしても、コロナワクチンの3回目の接種、これをトラブルなく円滑に今後とも進めていきたいと、併せてコロナに関連する必要な施策はしっかり打っていききたいと思っております。

さて、本日提案いたしますのは、条例の制定案件が1件、規約の変更案件1件、協定の締結案件1件、指定管理者の指定案件が1件、補正予算案件が3件、人事案件が4件、合わせて11件でございます。

おって、上程の際に詳細に説明させていただきますが、慎重審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で村長の挨拶を終わります。

---

#### 日程第4、一般質問

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は5名です。発言を許可します。

初めに、6番、加藤和泰さん。

○6番（加藤和泰君） 6番、加藤です。お願いいたします。

1点目、商工会合併について。

新潟県商工会連合会は県内103商工会に対し、1自治体に1商工会を原則に合併協議を進める枠組

みを示しました。この枠組みからすると、関川村商工会は単独で今後も運営していくことになりませんが、これはあくまでも原則であり、一方では、人口減に伴う村内の消費減など経済規模の縮小に伴う会員減に備え、村上市内の商工会との合併協議に加わるという選択肢もあります。

あくまでも関川村商工会の考えはどうかということが前提にはなりますが、会員にとっては身近で様々な相談ができる大切な存在であり、また、村にとっても商工業振興のパートナー的な存在として重要な役割を担ってきたと考えます。今後数十年の商工会運営の岐路にある今、この合併に対する村の考えを伺います。

2点目、商工会館の老朽化に伴う対応について。

現在の商工会館は昭和55年に建設してから40年を経過しています。商工会の財政状況、今後のことを考えますと、新たに独立した会館の建設は現実的ではなく、商工会からも村の管理する施設へ移転したいとの要望が出されていますが、村の考えを伺います。

3点目、むつみ荘に代わる高齢者の憩いの場の創設について。

このことにつきまして、村の老人クラブ連合会からも要望書が提出されていますが、村の考えを伺います。

お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 加藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず初めに、新潟県下、商工会の合併議論が進んでいるという状況の中での村の考え方についてでございますが、去る7月29日に関川村の商工会長が来庁されまして、県の商工会連合会から示された資料を基に県内における商工会の合併の説明を受けたところでございます。連合会から示された基本方針によれば、合併により全国平均規模の会員数460を目指すこと、原則1市町村1組織とすること、区域が広域化する区域においては複数になってもよいというようなことでもございました。関川村商工会は令和3年5月現在で会員数176でございます。全国平均規模以下ではございますが、商工会長からは、1村1組織の原則にのっとり、単独の組織として事業を継続したいというご説明を受けたところでございます。

関川村商工会は議員がご指摘のとおり産業振興を図る上で村の重要なパートナーでありますので、村としましては、商工会の皆さんの意見を尊重しながら、村内産業の振興のために今のこの関川村商工会とさらなる連携を今後とも深めてまいりたいと考えているところでございます。商工会におかれては、引き続き会員各位のニーズをしっかりと捉え、信頼される商工会としてその役割をしっかりと発揮してもらいたいと願っているところでございます。

次に、商工会館老朽化に伴う村有施設への移転についてでございます。

去る11月8日に商工会長から次年度の補助金要望とともに商工会館に関する要望書が提出され、

説明をお受けいたしました。具体的には、現在の「つなぐ」として利用しております旧社会福祉センターを念頭に、村管理施設への移転を要望するものでございました。当該施設への移転は村との連携しやすさというメリットもあり、商工業に携わる皆様の活動拠点になり得る一つの案として賜ったところでもあります。

当該施設につきましては、ご提案の案も含めまして、どんな使い方が一番適切なのか、有効活用が図れるのか、様々な観点から今後検討を進めていきたいと考えているところでございます。

3点目のむつみ荘に代わる高齢者の憩いの場所の創設についてでございます。

むつみ荘は高齢者の健康増進、教養の向上と老人福祉の増進を目的として設置され、昭和52年の開館以来、大勢の方に親しまれ利用されてきました。近年、大広間の利用は、毎週水曜日の送迎つき老人クラブ入浴事業、コミュニティー主催の敬老会、観桜会や健康懇談会などで利用されておりました。このほかに介護予防事業のミニデイサービスもむつみ荘を活用しておりました。しかしながら、むつみ荘は老朽化も著しく、施設維持のための改修に多額の費用が見込まれるという課題も一方でございました。そうした中で、新型コロナウイルス感染対策として飲食を伴う会合のための利用を中止したことや、介護予防事業を高齢者生活福祉センターゆうあいへ移したこともあり、むつみ荘を令和3年4月から休館をした次第であります。

老人クラブ連合会からは、むつみ荘に代わる老人の憩いの場の創設について要望をいただきました。村としましても、老人クラブの入浴事業に代わるものとして、新たに健康づくりにも着眼した新たな事業を実施することとしております。広報せきかわ12月1日号と一緒にご案内いたしましたシニアの温泉運動事業といいます。毎週木曜日に送迎バスを運行し、健康増進施設コラッシュと健康保養施設ゆ〜む、そして、その休憩所を団体でご利用の際には農村文化交流センターの〜むをご利用していただくことを考えているところです。ゆ〜むの利用料金については、一部は個人で負担いただきますが、割引で利用していただくということを考えております。老人クラブの皆さんのほか大勢の皆様に参加していただき、健康づくりと交流の場としてご利用いただきたいと考えているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） 1点目の商工会合併の関連です。私も村長から答弁ありましたとおり、また商工会長からも単独でいきたいという説明があったということで、そのように運営していくのが望ましいのではないかなとは考えていますが、一方で商工会理事者の中でも合併に前向きな方もいらっしゃるので、その辺は最終的に商工会がどういう結論を出すかということになるかと思えます。

ただ、関川村の商工業者数、小規模事業者数、関川村商工会会員数の推移を見ますと、平成22年度と令和2年度の10年間で商工業者数は75減、小規模事業者数は69減、商工会会員数は41減と、いずれも新潟県の平均よりも減少率は高くなっています。当面大丈夫なんですけれども、一番怖いのは

が、小規模事業者数が100を切った場合、経営指導員を設置できないということです。こうなると、多様化する会員の要望に応えるということは難しいのはもちろん、商工会の存続自体が困難になっていくということになるかと思えます。

そこでお聞きしたいんですけども、これまでの商工会、それから役場、行政の連携ということに視点を置きますと、商工会側から見ると、予算要望であったり、そういった機会に役場側と協議することはあったかもしれませんが。あと一方で、役場側からしましても、例えばプレミアム商品券の発行事業であったり温泉宿泊の割引事業などの事務委託等の協議をする機会はあるわけでありまして、お互いの例えば事務レベルで村の商工業振興を話し合うような機会が乏しかったんじゃないかなというふうに感じているんですけども、この点については事務レベルであります大島観光地域政策室長にお聞きしてもよろしいでしょうか、議長。

○議長（渡邊秀雄君） 大島観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 今ほど議員からご指摘いただきました点につきましては、私も同意見と考えておるところです。事務レベルでの意見交換という場面が非常に乏しかったという認識でございます。

そこで、3年ほど前になるんですが、商工会の事務局長さんと一度お互いの事務について考えるというか、意見を交換する場を設けようということで動き始めたところではございましたが、現状、コロナでなかなかお互いに集まったりという機会を創出することができずにおりました。現在、コロナ、一旦の収束期というか集まれるような状況にもなってまいりましたし、再度商工会の事務局側と話し合いをさせていただきましてそういった会を設けてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ぜひそのような機会をつくっていただきながら話し合いできればなというふうをお願いしたいと思います。

それからもう1点、商工会には45歳以下で構成される青年部という組織がありますので、親商工会も青年部が実働部隊との考えが強いわけでありまして、実際若い後継者、それから起業した部員も在籍しています。様々な発想を持った今後の活躍が楽しみなメンバーがそろっていますので、令和2年度、令和3年度、たしか商工会青年部と役場連携による婚活事業を計画したんですけども、これもコロナ禍で実現できなかったかと思えますけれども、婚活に限らず、今後この青年部あたりともいろいろ情報を交換しながらやっていくのがよろしいんじゃないかなというふうに思うんですけども、このあたりもいかがでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 大島観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） ありがとうございます。商工会の青年部の皆様には、婚活事業の関係でいろいろと協議の場面を設けさせていただいております。それ以外に商工会青年部の皆

さんには、昨年度、道の駅のほうで設置をさせていただいたイルミネーション、これを商工会としてもお手伝いをしていただくということで、青年部の皆さんが主体となって独自に協力をいただいたりしてございます。今後も商工会の青年部の皆さんとも場面場面で連携を密にしていく必要があるかと思っておりますので、そういった機会を設けていきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。

続いて、3点目のむつみ荘の関連でお聞きをします。今村長からお話がありました、木曜日に新たな取組ということでお聞きしました。休憩の部分での～むをというところはちょっと、何というんでしょう、歩いて移動にどうしてもなるんですが、その辺の心配はないでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 入浴事業で、あれはコミュニティーごとでしたかね、回ってやっていますが、あまり数が多くないんです。下関だけが40名とか多くなるので、その40名というのもの～むで全部入れられるかどうかという問題もあるので、知恵を出さなければならぬんですけれども、例えばの～むに半分、あとゆ～むの休憩所のところで半分とか、そういう工夫はしなければならぬんですけれども、あとのコミュニティーはほとんど、の～むに行かなくても、ゆ～むの休憩所のところを仕切りをすれば多分対応できるような状況になっていますので、現実的には多分そこを使って懇談をするという形になるのかなと思います。

あと、歩きについては、あの距離を歩くのがどうかといっちゃったらどこも行けませんので、そこは歩いていただいて、健康も兼ねてですから、ご利用いただければいいのかなと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 6番、加藤さん。

○6番（加藤和泰君） ありがとうございます。

老人クラブの方のアンケートの集計結果などを私もいただいたんですけれども、入浴の関係は分かたんですけれども、ご自身たち元気でありますので、老人クラブの皆さんですね。何か村の環境美化だとかそういったところに自分たちの力を使っていただいて、そしてまたそこに、何というんでしょう、活動費みたいなもので、独自の活動財源というんでしょうかね、こういったものを確保していくのもどうかななんて話もあったみたいですが、その辺は何か検討いただくような余地はありませんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今、やるやると、やらないという話じゃできませんけれども、十分そういうお話を聞く中でどんなことができるか考えていきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 3番、鈴木紀夫です。

私からは道の駅のリニューアルについて質問させていただきます。6月にもリニューアルについての質問をさせていただきましたが、その追加と追跡の質問になると思います。

1、道の駅の第4次リニューアルも進みました。健康増進施設「コラッシュ」については賛否あるものの、10月26日に竣工式、11月11日にプレオープンの運びとなりました。村民の健康を考え、村長の理想をもって建設されたコラッシュ。一月のプレオープンではありますが、実際オープンして見えてきたところや、運営に際し当初計画していた部分とのずれなど、4月のグランドオープンに向け修正がありましたら、そのお考えをお聞きます。

2、歴史とみちの館前に大型駐車場を新規に整備し、スクールバスの発着所にする計画です。中学生に関しては、県道の横断はあるものの大きな問題はないようですが、小学生の登下校に関しては幾つか危険な箇所があり、改善の必要性があります。そこで、子供の安全を担保する策をお聞きます。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 鈴木議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず初めに、コラッシュの4月グランドオープンに向けた当初計画からの修正についてのご質問でございますけれども、現在プレオープン間もないこともあり、現時点での傾向ではありますが、午前中の利用者は少なく、午後は高齢者、夜間は若者が中心にご利用いただいております。12月から利用者に開館時間を含めた運営などについてアンケートをお願いしておりますので、今後、アンケート結果を踏まえ、利用料金のきめ細かな設定も含めて必要な見直しを行いながら、よりよい施設が運営できるように4月のグランドオープンに向けて準備を進めてまいっているところでございます。

次に、道の駅へのスクールバス発着所の変更に伴う通学路等の安全対策でございます。

予定しております小学校への通学路は交通量が極めて少ない路線ではありますが、通学路での事故が起こらないよう安全対策は大切でございますので、現在、関係各課に指示を出し、危険箇所の洗い出しや対処方法について検討をしているところでございます。このことによって、必要な箇所につきましては、次年度以降になると思いますが、改修等を進めるとともに公安委員会に横断歩道の設置を要望するなど、子供たちが安全に通行できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） まずコラッシュについてですが、今アンケートをコラッシュのほうで取られているということで、まだその集計結果が出ていないということなんだろうと思いますけれども、このアンケートの内容を見ますと、料金的なものとかマシンだとか対応だとかはどうですかというようなアンケートですが、これは恐らく皆さん多分高いというふうな感じで、もっと安くしてくれ。一番多いのは、せっかくゆ〜むとつながっているんで、これを連携させて、もっとリーズナブルに

ゆ〜むに足を運べるようなことにしてもらいたいというような意見が、実は私、半分以上今通ってコラッシュでトレーニングさせていただいています。その中で、アンケートというよりも中に来ている人に話を聞きながらやっているんですけども、そういった意見が一番多いかなと。ただ、料金に関しましては、今無料なので非常に人数は多く来ているようです。実人数で9日間で298名、1日平均33名だそうです。

298名が、今度グラウンドオープンされて、この料金で実際来るのかどうかというところが一番問題になるかと思うんですけども、料金だけではなくて、このよさというんでしょうか、村長は坐骨神経痛で大分苦しんでいるということですけども、実は私も坐骨神経痛で腰から膝のところはずっと痛みが走っているんですけども、行って指導員に指導されながらやったら非常に腰が楽になって、今痛みがなくなってきました。ですから、価値観というのを何とか村民に教えるような、料金よりも価値観を知ってもらえるような施策が必要だと思うのですが、その辺の施策は何かお考えでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 実は、特に高齢者の集まりのところに保健師と併せて集落支援員の方が来ていただいて健康運動の体操をしてもらったり、その際にコラッシュに来てそこでやりませんかと勧誘もしてもらっています。そういう方が初めて来て指導員の方に指導を受けるとやっぱりそのよさが分かるということで、様々な地域に入って、単にトレーニングジムじゃなしに、健康のために自ら地域に入ってそういうPRをしてお連れをして、そこで価値を体感していただくと。そういう取組をこれからも引き続きやっていく必要があるのかなと思っています。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） コラッシュについては、恐らくキーポイントになるのは集落支援員の指導員の指導の仕方だと自分は思っておりますので、その辺うまく進めてもらいたいと思います。

次に、バスの発着所についてですが、今現在、危険箇所を把握しており、次年度に改修をとというような計画でしたが、横断歩道の設置というのも含めて具体的にどういった改善をされていくのか教えていただきたいなど。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 実は11月の後半に関係課で現地のほうを確認しました。その結果、議員ご指摘のとおりやはり危険箇所、例えば歩道の設置がないとか横断する箇所に横断歩道がないとか、そういうのが見えてきましたので、水路の蓋がけ等を含めて、実際横断歩道の設置については歩道と車道の境界のブロックを入れるとか、そういうことで対応しながら児童の安全を確保するように考えております。以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

- 3番（鈴木紀夫君） 横断歩道の設置場所はどこを予定されておりますでしょうか。
- 議長（渡邊秀雄君） 教育課長。
- 教育課長（渡邊隆久君） 今あります小学校と医師住宅の間の丁字路になりますけれども、そちらのほうを横断歩道を設置したいと思います。
- 議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。
- 3番（鈴木紀夫君） となると、バスを降りてそこから学校に向かって行くときには右側を通行して行くということだと思うんですけども、ここだと危険があまり回避されないのではないかと、うふうに私は考えておまして、これ、左側のほうをずっと歩道にしてやられたらどうなのかなと思うんですが、どうでしょうか。
- 議長（渡邊秀雄君） 教育課長。
- 教育課長（渡邊隆久君） 今ほどのご意見ですけれども、確かに丁字路のところを横断するということはありますが、医師住宅のところの生け垣の移動等をしまして拡張もいたしたいと思いますし、問題になるのは、左側を通行していった場合、水路の蓋がけがですね、車道と宅地の段差が大きくありまして、そちらのほうの問題解消や、一部ゲートの設置もありますので、そのゲート进行操作するためにはそこを歩道としてはちょっと難しいのかなという問題等ありまして、右側のほうが全体的に考えると費用対効果もありますし、いいのではないかと判断を今のところしております。
- 議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。
- 3番（鈴木紀夫君） お金の問題ではないと思うんですよ、子供の安全ですから。これは、横断歩道を医師住宅の前となると、バスを止めてからまず一番最初に歴史館の側に横断しなければならない、ここも横断歩道が必要になってきますよね。またそこから50メートルほど行ったところに排水路があるわけですが、そこに蓋をかけるような予定でおるようですが、その先の空き地もあるんですが、その空き地の持ち主との交渉などは進んでいるんでしょうか。
- 議長（渡邊秀雄君） 教育課長。
- 教育課長（渡邊隆久君） 先ほどもお話ししましたとおり、11月の後半に関係各課で現地を見まして問題等ある場所について協議をしたばかりですので、地権者等の説明等については今後対応したいと思います。
- 議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。
- 3番（鈴木紀夫君） 今回のバスの駐車場についての経緯なんですけれども、令和元年10月30日に議員への説明として観光バスを止めるスペースを新設したいというような計画でした。同年11月に広報せきかわで住民に周知をするというふうな形で進めておりますし、また、令和2年3月、スクールバスの発着所としての活用も検討というふうにあるわけですね、昨年3月で。同じ昨年9月に今度はスクールバスの発着所としての機能を持たせると、もうここで決定しているわけなんで

すよね。竹林は景観を残すためそのまま残すということでしたが、スクールバスの場合、ロータリーの問題で竹林も伐採するというふうなスペースを設けるような部分になったわけですが、今の話ですと、今年の11月、先月、各課で現場を視察されたということですが、本来であれば、教育委員会、教育課のほうには、スクールバスの発着所としての活用も検討の段階で、昨年3月、この段階で本来であれば検討していかなければならないんじゃないかなと。各課の非常に対応が遅いのかなというふうに思っております。

村長、よく縦割り行政ではなくて横の連携が大事だというのは常日頃言っていると思うんですが、これ去年からの計画でありながら連携が全然されていなかったと思うんですが、この辺の説明をお願いしたいんですが。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） この取組については村挙げての取組ですから、教育委員会が知らないということはあり得ないと思います。今まずは、計画全体のときに、まずいえば詳細設計みたいなものを最初からやるわけじゃないので、大まかな方向性を示す中で、具体的に実施に当たってはそこの問題点を潰していくという、全てを潰してから計画を立てるのは無理ですから、その方向性を示したということです。

ここの安全対策については、要は子供たちが通学をする前にきっちり対策を取ればいい話なものですから、私も欲を言えばもっと早くにそういうこともすればよかったと思いますけれども、そう大きな問題ではないのかなと思っています。私もここに、車の状況から見ますと、私も子供たちが通学時間帯にあそこを車を降りて見たけれども、ほとんど車は通っていません。現地を歩いてみても、あそこが交通の関係で危ないといったら、どこだって全部危ないのがこれが状況です。だけれども、先ほど答弁しましたように安全対策は大事だろうということで、できる限りやっついこうという趣旨なので、この通路自身が極めて危ない通路であれば、もともとはここを動線にしない考えでおりますけれども、多くの人たちの意見では大通りを通るよりもこちらのほうが近いし安全だねという方もおられますので、そういうことも踏まえながらこの計画はつくっております。

連携については、今おっしゃったとおり不足じゃないかというご意見がありますけれども、それは今後も引き続きしっかり連携を取って、そごのないようにしていきたいと思っています。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 今現在通学をしているコースなんですけれども、役場に止めて県道を通って信号から小学校のほうに入っていくと。これは13年ほど前にこの通学路の検討委員会を立ち上げてみんなで決めていったことなんですよ。今回の通学路変更という、学校にしては相当大的なことなんですよね。それなのに、まだ今、今現在でも学校側には何ら説明もないと。また、保護者にも説明がないと。小学校関係者の説明というのはこれからされていくとは思いますが、今現

在、朝の登校のときに、交通安全指導員の方が小学校の校門の前に2名、信号のところに1名、ト一ホーさんの丁字路のところに1名、毎日指導に当たって安全を確保しているような状態なんですね。この方たちの話を聞くと、向こうは全然危険だと。左側、今計画をしているところより左側を通したほうが安全だろうというふうな意見も出ております。また、今の民家ですかね、現在のコースの民家の方とはちょっと意見の相違があつてぎくしゃくしているような状態もあるので、今度新しく計画しているところに民家もまたありますので、そちらのほうにも相談をしながら進めていってもらいたいと思いますが、今後はどういった感じで進めていくのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 教育関係については教育長から答弁させます。

○議長（渡邊秀雄君） 教育長。

○教育長（佐藤修一君） 通学路変更に関しましては、通学路検討委員会を設置しなければならないと思います。その際に、当然、安全性の問題あるいは住民の皆さんのご理解、そういったことを得るべくまたしっかり説明していきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） その検討委員会ですが、もうここを通ると決めてから検討委員会ではなくて、最初から検討委員会をしながら、みんなが納得いく形で進めていってもらいたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 5番、小澤です。子育て支援の拡充ということで質問させていただきます。

令和元年、2019年10月から、幼児教育・保育が国のほうで無償化となっております。3歳から5歳の全ての子供たちの利用料が無償化となりました。ゼロ歳から2歳の子供たちの利用料は住民税非課税世帯が無償化というものです。

令和3年度、当年度、村内で保育を受けている子供たちの中で、ゼロ歳から2歳の子供たちは43名いらっしゃいます。軽減措置を除いた家庭負担の総額は635万1,640円となっております。令和4年度、来年度の保育の見込み数で、ゼロ歳から2歳の子供たちの人数は40名の予定となっております。

軽減措置云々の細かい数字が入ってきますので具体的な数字は申し上げられませんが、村の少子化への対策、手厚い子育て支援、また移住定住の促進の観点から、ゼロ歳から2歳児を含めた村内の全ての保育料を無償化にするという考えが村長の中におありでしょうか、その是非をお伺いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 小澤議員のご質問にお答えをいたします。

子育て支援の拡充、保育料の無償化についてでございますが、当村において子育て支援は人口減少対策の大きな柱の一つでございます。保育料は保護者の住民税課税額を基にした階層区分により金額を定めており、保育料の軽減措置については、生計を一にする子供で就学前の子が複数いる場合には、2人目の保育料を半額、3人目の保育料を無料としております。

未満児全ての保育料無償化については、国や県の財政支援がない中で村単独での実施は考えておりませんが、ご指摘の手厚い子育て支援、移住定住の促進の観点から、近隣に見劣りすることのないよう保育料の額、軽減措置の内容についてしっかり見直し、子育てを支援していきたいと考えておるところです。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） ありがとうございます。今年の出生数、村長ご存じですか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 正式な数字は存じ上げませんが、10名前後だと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） おっしゃるとおりです。今のところ10名の予定であります、そのまま村に残る数が10名というのがなかなか難しい状況になっています。何を申し上げたいかという、すごく今この村の子育て支援って周りから評価されているんですよ、村長。近隣の村上市の中学生を実際に持たれている父兄さん3名の方と、胎内市で高校生を持たれている父兄さん5名の方と、近々私お話をさせていただく場がありまして、すごく見ているんですね。高校生の通学定期の軽減、村からの補助だとか、支援バスというのをすごく評価していただいています。村の子育て支援が薄いかという、私は決してそんなことはないと思っていますし、高校生の通学定期の補助なんていうのは全国的にほぼない、村が独自でやられていることで、村外の方の評価はすごく高いんですけども、村内の人はそれほど評価されていない感じを受けるんですね。やっぱり当たり前になってしまうというのはこれは本当に怖いことではあるんですが、今ほど申し上げました数字、9月に私、追跡のほうで子育て支援の質問を村長にさせていただいたところ、このままの子供の数でいったときに大規模な支援をやるのは、いきなり財政がパンクするなんていう心配はないけれども、金額の多寡は別として検討をしっかりとしなければならないというお答えをいただきました。

村内で今子育てをしている、これから子育てをされるであろう人たちの不安って、やっぱり少ない子供の中で子育てして大丈夫なのかという不安がすごくあるんですよ。それでいてやっぱり村内事業がなかなか少ないものですから、お父さん、お母さんはどうしているかという村外に働きに出ていかれて、村外に働きに行って、村内で子供を預けて、特にゼロ～2歳とか3～5歳を保育園に預けていると、やはり3時、3時半にお迎えに行かなければならない。そういった負担を考えると、やっぱりじゃあ村外に住もうかと、村上市、胎内市に住んじゃおうかという方がいらっしや

と思うんですよ。そこを食い止めるというのが1つ。

それと、県内のある自治体ではもう数十年前から子供の無償化、18歳までの医療の無償化ということ挙げられて実際にやられていて、人口の減少率がすごく低いという町村もありますが、そのまねをするというわけじゃないんですけれども、一つ大きな何かというのを立ち上げることによっていろんなプラスメリットが出てくると私は考えるんですね。まず、今ほど申しあげました子育て世帯がここに残る、または近隣市町村からここに集まってくれるかもしれないというのが1つ。

それから、経済的な観点からいくと、先ほどの加藤議員の質問の中で、小規模事業者、そういった方々が今どンドンどンドン事業をやめていったりやめようと考えたりしている中の一つに、労働力の不足があるんですよ。それも、フルタイムで働く人を抱えるほどの余裕はない。でも、家内事業でやっていて、忙しい時間の10時から3時まで人の手が欲しいという方のところに働き手が集まっていないんですよ。これ、ゼロ～2歳からもう無償化を訴えたときに、今小さい子供がいて手が離せないんです、何もできないんですというお母さんが、パートで10時から3時まで手が空きました、どこかに行けますというところが村内の経済の中の働き手になるんじゃないかなと考えるんですね、私。というのが2つです。

それと、やっぱり、ここで子供を育てたいんだけどなかなか、言っていることはよく分かる、支援していただいているのも分かる、でもここじゃという人たちに、実際にはこれぐらい手厚い支援があるんですよというのは、行政がやっていることというのはなかなか伝わりづらいところがあるじゃないですか。その辺を、ああじゃあ大丈夫なのかなというきっかけになる、この3つの大きな理由で、いろんな問題はあると思います、完全無償化してしまうことによって。事務的な問題もいっぱいあるというのは想像はできますが、ここはひとつ村長、無償化を上げませんか。十分もう検討いただいたと思います、この件に関しては。私はここで思い切って村長に次年度から無償化をやるという決断をいただきたいなという思いで今日ここに立っております。もう一度お願いします、村長。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） まず、本来無償化という制度は国が仕切らなければならない話です。無償化をすれば来るんじゃないかとか、あるいはとどまるんじゃないかというご意見ですが、こんなことがあるんですね。例えば、無償の地で勤務する人がよく、勤務の都合上、自分の所在市町村の保育所に預けないで勤務先で預けるというやり方を。そういう扱いがあるんですけれども、例えば無償化すると、未満児の間は関川に預けようと、ただだから。終わったら帰ろうと。こうなると、預ける市町村も預けられる市町村も負担がすごく大きくなります。だから本当は、無償化で市町村で競い合うということでは、お互いに、村上市の人数が減って、あるいは増えて、関川の人数が減る、増えるというパイの奪い合いになるので、そこに行政資源を投入し合うというのは果たしていいの

かどうかという問題があります。

それと、今おっしゃったとおり、確かに私も若い人と話をするときに定期的話をしたら、もっと支援してくれと。いや、これをしているのは関川村ぐらいですよと言うと、本当ですかと。もうみんなしているもんだと思っているんですね。だから、うちの村が行政サービス、子育て支援についてほかの市町村とどれぐらい違うのかということをやっぱりもうちょっとPRをしないと、関川村のよさが分かってもらえないということもあります。

保育料については、例えば未満児の低所得者の保育料というのはすごく安いんです。でも、それは多分分からないんです。私は無料化ではなしに、村を愛している人が、村民で村を愛している人、あるいは村外の人で関川村がいいなという人が、関川にとどまる、あるいは関川に来るのに弊害になるような制度をつくと駄目だと思うんですね。その弊害というのは、関川にいたいけれども、保育料がほかのところと比べて高いから、こんなところいられないよねと出ていくのは止めなければならない。そういう関川村を愛する人たちの弊害除去ということから考えると、近隣市町村並び、あるいは近隣市町村よりも少し制度的にいいですよということが歯どめになると思うんですね。

移住する、定住するということのインセンティブが果たして無料でいられるかどうかということ、そこはもう少しほかの施策を総合的に組み合わせなければならないんだらうなということで、今回は保育料見直しをして、なおかつ関川の保育料の制度がすばらしいことを村民にPRをして、全体的に子育て支援についての村のよさもさらにPRをしていきたいと、そう考えているわけでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） ありがとうございます。今村長がおっしゃった、いいものをいっぱいやっているんだけどPRが足りないのかもしれないというのは全く同意見で、ちょっと話が横にずれちゃって議長に止められるかもしれませんが、話していきますので。

村の制度の中で、9月にも私ちょっと触れたファミリー・サポート事業というのがあるんですよ。それも今利用者がいない。ただ、サポートするよという人は数名いらっしゃるんですよ。今、村内の保育園でグラウンド整備、保護者さんをお願いをして年2回やっています。朝6時からやるんですね、土曜日の。核家族化が進んでいます。おまけに、土日仕事だという人の割合は今増えているんですよ。そうすると、お父さんは土日仕事だから朝出かせなきゃならない。お母さんはグラウンド整備だよと言われたから6時に行かなきゃならない。子供を見る人がいないので困っていますという声を聞きました。その人はファミリー・サポート事業を知らないんです。せっかくそういう機会に困った声があるんだったら、その時間帯、6時から8時までファミリー・サポートを保育園でやります。2人のサポートする人が見てくれますから、お子さんを連れて来てくださいとやったら、皆さん、ファミリー・サポート事業のことを分かるようになりますか。それってすごいア

ピールの場だなと私感じるんですよ。

じゃあ、村長もおっしゃっていた、アピールするところが少ないかもしれません。アピールって誰がするんでしょう、村長。PR、ごめんなさい。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 基本的に、行政施策についてはまず一義的には行政でPRするのが基本だと考えます。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） そういったところも含めて、村長がおっしゃっていた、無償というところにこだわらないで、保育事業の関川村にとっての優遇措置、今の状況でやっていたら、村長もおっしゃったように、関川村で子育てする人が幾ら優遇されていても分からないと思うんです。そういった意味で、アドバルーンというの兼ねて無償化を訴えたらということと、村長がおっしゃっている、いやそうじゃなくて、こういったサービスのほうでこういった展開をしていきたいということも今すぐく理解できましたけれども、そこをきっちりやっぴり分かるような施策とPRの仕方というのをぜひやっていただければ、私が今回訴えたところと村長がやろうとしているところが合致するような気がするんですけども、もう一度いかがでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 議員がおっしゃっている目的自身は私も大変賛同するところでございますし、PR不足ということについても反省しなければならないなと思っています。まずは子育て支援について村がしっかり対応していること、そして利用していただくための努力、これも村のほうでしっかりしていきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） よろしく申し上げます。以上で終わります。

○議長（渡邊秀雄君） それでは、11時15分まで休憩します。

午前11時01分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、2番、近 壽太郎さん。

○2番（近 壽太郎君） 2番、近 壽太郎でございます。

私は森林・山林の管理計画を着実にという思いから質問いたします。先般、9月定例会でも高橋議員、小澤議員からありましたけれども、私もそのことについてもう少し違った見方から質問させていただきます。

自治体は森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用した森林整備を担うことになりまして、今年で3年が経過しました。この目的は、承知のとおり、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理を図ることです。それにより、地球温暖化防止、自然災害の防止、水源の確保など様々な効果が期待されています。3年が経過した現在の状況と今後の取組方針を伺います。

1つ、林政アドバイザー制度の活用について、9月の定例会議で既に村上地域振興局と相談していると聞いていますが、その後の進捗状況について伺います。

9月の村長答弁では、専門的な知識や経験を有した人材がいればということですが、私は林政アドバイザーの存在は必要不可欠だと考えますし、早期に募るべきだと思いますが、村長の見解を伺います。

2つ目、山林所有者に対し意向調査を実施していますが、その結果と調査を終えた山林の今後の計画について伺います。

3つ目、森林は「伐って、使って、植えて、育てる」、この循環が森林経営の基本であり、森林、山林の保全にもつながります。しかし、近頃は木は切っても植林を望まない所有者がほとんど聞いています。この状況が続くと、山林は荒れる一方です。植林や下草刈りに対して補助金はありますが、所有者負担が植林では1割、下草刈りでは3割程度あり、所有者が望まない理由となっていると思われまます。

そこで、所有者負担に対して、森林環境譲与税を使い負担を軽減し、植林を推進する考えはないか伺います。

お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 近議員のご質問に順次お答えいたします。

まず、1点目の林政アドバイザー制度の活用についてでございます。

村としましては、9月議会で、森林林業に関しての専門的な知識や経験を有し、村の森林林業施策を推進していただける適切な人材がいれば、アドバイザーを活用することも選択肢の一つという答弁をさせていただいております。

今、様々行政が高度化をしてきているということで、いつの議会でしたか、伊藤議員からもITの関係の専門の人が要るんじゃないかというお話もございましたし、今は地球温暖化の関係でグリーン人材と言われている人材、あと、コロナで落ち込んでいる中での観光の掘り起こしというんですか、そういう民間の人材、農業のための人材、そして今ご指摘の林業の人材、これ実は民間も含めて当たっています。森林アドバイザーにつきましては、村上地域振興局に相談をしながら探しておるんですけども、まだ特定の方の選定には至っていないというのが今の実態でございます。引き続き関係機関の協力を得ながら、適任者を選任していきたいなと思っております。

次に、2点目の森林経営意向調査の結果と今後の計画についてでございます。

意向調査については、令和元年度から意向調査を始めまして、今年度で3年目となります。最初の令和元年度は湯沢地区、2年度が滝原で、森林経営計画のない山林を対象に総面積で約37ヘクタール、延べ81人の土地の使用者に意向調査を行いました。また、令和3年度で調査を行っている滝原、小見、上野山地区では約14ヘクタール、44名の調査、これを加えますと今年度末で全体で51.48ヘクタール、延べ125人の調査を終える予定となっております。

令和元年度から2年度までの調査結果につきましては、概要ですけれども、回答率が約80.2%と比較的高い数字になっておりまして、山林を所有していることの認識が高いという状況でございました。そのほかに、山林の管理は何らかの管理をしていると全く管理をしていないがほぼ同数でございます。今後の経営管理の意向について、アンケート調査では自分で経営や管理を行っていくという方が8%です。森林組合に経営管理をお願いをしたいという方が約21%、山林を所有したまま村に任せたいというのが24%、特に考えていないという方が42%でございました。この42%の方もいずれは村に任せたいという意向のようでございます。

調査結果を終えた山林の今後の計画についてでございますが、令和元年度に調査した山林では、次年度、令和4年度に関川村森林組合が事業主体となって林業専用道を実施する予定でございます。また、今後の調査結果を基に経営管理権集積計画を策定し、林業事業体がつくる森林経営計画の策定につなげていきたいと考えているところでございます。

3点目の森林環境譲与税を活用した植林の推進についてでございます。

議員ご指摘のとおり、主伐後の植林は所有者の経費が問題でなかなか進まないというお話を聞いております。しかしながら、県では、森林資源の循環利用を進めるため再造林、保育等の森林整備を支援しておりまして、通常約7割の補助ですが、森林経営計画を策定された森林などの要件がそろえば、再造林と下刈りに3年間で約9割の補助が受けられます。

この再造林事業は、主伐と一貫作業で同一事業者が行うことで作業効率の効率化が図られ、経費をさらに削減することができます。また、杉に限らず、コナラ、ブナなどの植栽でも補助の対象になっております。加えて、県では、なかなか再造林が進まないということで、所有者負担のさらなる軽減が図られるよう、次年度に制度を拡充するということを聞いております。所有者の負担の軽減には森林環境税の活用も考えられますけれども、まずは拡充をしようとする県の補助制度の内容をしっかりと確認し、果たしてそれが再造林に効果があるのかどうか、そこをしっかりと見極めていきたいと考えているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） ありがとうございます。

1つ目の森林アドバイザーについてでございますけれども、村上市では今年の春に、林業事業体

に対してアドバイザーの業務委託を公募型プロポーザル実施要綱ということで上げているんですけども、残念ながらこの応募には事業者は手を挙げる人は誰もいなかったと聞いております。それで、たまたま林業経営体で、県の林業の講師なども務めておられた方が定年退職でお辞めになっていた、その人に委託をお願いしたという話を聞いております。

やっぱりアドバイザーに関しては、村の山をよく知っている人、村の地形とかそういうのはやっぱり大切なことだと思うんですね。村上市の参加資格要件の中にはこういうのもあるんです。市内の林業・木材産業に精通し、新潟県内に事務所があること。もう一つは、本業務の遂行に必要ないずれかの資格を有する者がいること。森林総合監理士登録、技術士、林業技士、認定森林施業プランナー、地域に精通しており、林野庁が実施する研修またはそれに準ずる研修を受講する者というような資格要件が載っていました。村でもそういう、振興局に相談しながらというのも一つですが、村独自としてそういう募集をかけるというような考えはおありでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問でございますが、今、県のほうに相談しながら人選を急いでいるところでございますけれども、それでもなおというところがございましたら、要綱等を決めて募集のほうも考えていきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） ありがとうございます。ぜひ、林業アドバイザーというのは大変進めていく上で要だと思います。それは当局も実感していると思いますので、ぜひそういうふうに対応していただきたいと思います。

では、2つ目ですけれども、意向調査の結果、村にお願いするとかというのが多いように思われるんですけども、そういうふうをお願いされた場合で、山にもいろいろ地形とかいろいろな場所があると思うんですけども、どうしようもない、委託されても管理が困難な森林、そういったところが多々あると思うんですけども、そういうところはどういうふうになるのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問でございますが、どうしてもやはり面積がかなり小さいとか傾斜の問題、様々な問題で管理が難しい部分もあるかもしれません。その点で何かしら山林を健全に保つための政策が考えられる場合は、譲与税などの財源も充てながら検討していきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） ありがとうございます。

3つ目なんですけれども、先ほど村長が言われましたように、森林を植林、それから下草刈りなどはかなりかかるんですね。植林に関しては、補助金ベースで言いますと、約1ヘクタールに対し

て苗木も含めて100万円ぐらいの経費がかかる。その後、下草刈り、これも1ヘクタール当たり20万円ぐらい。それを最低でも5年は必要だろうというふうに言われております。それを合わせると5年間で200万円ぐらいの経費がかかってしまうわけです。それを先ほどの補助率からいくと今の9割負担ということに、でも20万円は山主さんは出さなければならない。一方、全国平均ですが、1ヘクタールの50年生杉で買取り価格、山主に入ってくるお金ですけれども、約120万円ぐらい。これは全国平均ですので、前後はあると思います。それに加えて、今現在、50年間これを育てるとしたら230万円ぐらいの経費がかかる。それも初期の10年間ぐらいでそのうち150万円ぐらいは、下草刈りもありますのでかかってしまう。こういう中で、やっそこさっと補助金で山主さんに幾らか戻せるというような状況でございます。

そういう山主に恩恵がないような今の現状の中で、先般、森を育てる家づくりということで、越流域森林・林業活性化センターが主催で行われた研修会に議員派遣で行って来ましたけれども、この講師先生はやっぱり、山元、山主さんに還元できることが一番大切だと。それをやって初めて林業事業体、森林組合さんとかそんな人が循環して、森林に対する、木材に対する、また家づくりをする人たちが関わっていけるんだと、それがひいては二酸化炭素削減とか自然を守ることにつながるということでございました。

二酸化炭素問題やら山のことを今後持続可能な仕組みにつくり上げていくには難度が高い調整になるということなんですけれども、それにはやっぱり志を共有する地域行政と関係事業者が必要となるということを強く私は聞いて残っておりますけれども、地域行政として、こういう問題に取り組む、何といたしますか、志といたしますか、そういうのを村長自身どんなふう考えておりますか、お願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 昔は、終戦後、木をどんどん切り出し、木を植えろ植えろということで全国的に木を植えて、それがどんどんどんどん増えていると。木を植えるときにはこの木は孫の代に切るんだというような形で、当時は財の価格もよかったですし、あと、いわゆる家制度というんでしょうか、そういうのが引き継がれる中で孫子の代に伝えるんだというような思いがあったものかなと。残念ながら、今、新潟県もそうですけれども、山がそれぞれ所有者が細分化されている。そして、後継者不足であったり、自分の代はいいけれども、せがれは帰ってこないとかそういうような状況の中で、果たして50年後を見据えた林業を個人としてやれるかというのは大変難しい状況になってきていると私は思っております。

そういうこともあって、森林管理計画をつくったり、あるいは意欲のあるところにそれを集約するなりで、個人の家単位での林業でなしに、会社経営のような形で50年を見据えた先の林業をしていかなければならないと。そのための大きな作業が、今回の管理計画をつくり、意向調査をしながら

ら山をどうしていくのかという対応だと思っ­ていま­し­て、短期的には確かに金をつければという話になると思うんですが、私自身も山を持っ­ていま­すけれども、じゃあ今植えて50年先どうなるんだと考­え­たときにせがれが要るのかなと考­え­るとなかなか難­しい部分もあるの­で、もう少しその辺の全体のことを考­え­て林業施策をやっ­てい­かなければなら­ないのかなという考­え­で今はおるところでございま­す。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近さん。

○2番（近 壽太郎君） ありがとうございます。今村長が言われたように、大変大きな問題だとは思­う­ん­です。実際関川村はもう9割近くが山林でありますし、そこを管理できるかといっ­た­っ­て全部管理できるわけではないと思­い­ま­す。ただしかし、何もしないといっ­か、この先どうなるか分­か­らないといっ­て放っ­てお­くわけにもい­か­ない。今ちょうど国がそういうふうに言っ­て音頭を取っ­てい­るところでございま­すの­で、ぜひとも関川村の山を50年後、100年後も維持できるような大きな目標を持っ­て取­り組んでいただ­き­たい、こんなふうに考­え­ていま­すの­でよろしくお願­い­いたしま­す。

以上で終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 次に、4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 4番、伊藤敏哉でございます。ふるさと納税のこれまでの取組と今後の展望についてお伺いします。

平成20年に始まったふるさと納税は、住民税の一部を住所地以外の地方公共団体に実質的に移転させる効果を持つ仕組みであります。創設された趣旨は、「ふるさとやお世話になった自治体に感謝し、もしくは応援する気持ちを伝え、または税の使い道を自らの意思で決めることを可能とすること」とされております。

こうした制度の効果や趣旨から、寄附を得る自治体では、「寄附金の使い道も高い公益性が求められるものであり、返礼品を提供する場合も、返礼品そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等、地域経済の活性化に寄与するものであることが必要」とされております。このため、現行制度では、返礼品は「3割以下で地場産品」とするなどのルールが定められています。

総務省の資料によれば、令和2年度は全国ベースで6,725億円の受入れがあり、3,489万件の受入れ件数でございました。それを割り返しますと1件当たり1.9万円となります。平均的な姿としては、1件のふるさと納税で約2万円の寄附が行われており、500万人超の納税者が、1件2万円で1人当たり6～7件、年間で12～13万円の寄附をしている背景がございま­す。比較的所得が高い層で多くの回数や金額のふるさと納税が行われていることが読み取れるとしま­す。

ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」で関川村の情報を閲覧しました。ふるさと納税がスタートした平成20年は54件、235万1,000円に對しまして、令和2年は1,267件、2,469万3,000円、平均1件当たり約1.9万円ということで、くしくも全国平均とほぼ同じのよう­です。件数、納税額とも飛

躍的に伸びており、返礼品の充実、拡大やPRに尽力された効果が表れており、敬意を表するところでございます。

ここで、本村のこれまでのふるさと納税に対する取組の実績と成果について2つの観点から伺います。

まず最初に、（１）寄附金の使い道の実績の主なものとその効果。

（２）返礼品そのものが地域における雇用の創出や新たな地域資源の発掘等につながった事例、地域経済の活性化に寄与した成果などについて伺います。

続きまして、大きな2番でございますが、今後、ふるさと納税に対する取組をどのように発展させていくお考えか、展望を伺います。

大きな3つ目。平成28年度に創設されました企業版ふるさと納税は、企業が自治体に対して行う寄附について、法人課税（国の法人税と地方の法人2税）に対して優遇措置を講じるもので、自治体が企業と連携・協力してプロジェクトを進めるための有力な手段となっております。令和2年度には全国で110億円余りの寄附が行われていますが、本村における取組実績または今後の取組の可能性について伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 伊藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず初めに、ふるさと納税の使い道とこれまでの実績、そしてその効果についてでございます。

ふるさと納税の寄附額は、平成20年度から令和2年度の13年間で全国各地から約8,500万円の寄附を頂いております。そのうち2,000万円を寄附者への返礼品として返礼品の発送経費に、約2,600万円を村の事業に充てさせていただいております。事業の詳細ですが、保育園の園児バスの購入や小学校のデジタル教科書、村民会館の机などの購入に使わせていただいております。子育てや学習環境等の充実に寄与しているものと考えています。

次に、地域雇用の創出や地域資源の発掘、経済活性化の寄与についてのご質問でございます。

ふるさと納税の寄附はまだまだ少ないことから、返礼品を取り扱う事業者における雇用の創出にまでには至っていません。しかしながら、近年、寄附額、件数とも急激に増加をしており、これに伴い返礼品の出荷数も増加をしております。ふるさと納税は関川村の観光や特産物のPRに寄与するとともに、事業者への経営支援、ひいては地域経済の活性化につながっていると考えております。

次に、ふるさと納税の取組を今後どのように展開させていくのかということでございますが、まず、納税者の目に触れる機会を増やすため、これまで利用してきましたふるさとチョイス、さとふるなどのふるさと納税サイトに加え、この12月から新たに楽天、ANAのサイト運用を追加して運営を始めたところでございます。今後は、ふるさと納税制度を通じ、村内事業者の商品開発等の意

欲を喚起するとともに、村の魅力の発信や新たな製品のPRにつなげられるよう取り組んでいきたいと考えているところです。

次に、企業版ふるさと納税の取組実績についてであります。企業版ふるさと納税は、新たな民間資金の流れを起し、地方創生の取組を促進することを目的として平成28年度に創設された制度で、村としても地方創生に向けた有効な制度と理解をしております。このため、企業への働きかけを行ってまいりましたが、残念ながら成果が得られず、取組の実績は現在のところございません。これは、地域課題の解決のために企業の支援を受けるという発想に行政サイドでまだ慣れていないということもありますし、寄附の活用を意識した事業の立案がなされなかったことも理由の一つかとも考えられます。

今後は、事業計画の内容にもよりますが、村にゆかりのある企業や関連する企業などを視野に入れた企業版ふるさと納税の活用も進めていきたいと思っておりますし、その可能性はあると思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

それでは、1つ目のこれまでの取組実績と成果に関して再質問をさせていただきます。

先ほど村長のほうから、平成20年からこの制度を始めてトータルで8,500万円の寄附があったということで、私、この機会に県内の他の市町村の取組などもちょっと見てみたんですが、県内で最高額は燕市ですか、最近よくマスコミに取り上げられておりますけれども、50億円近くが令和2年度あったということです。それから、町村に関しましては湯沢町が4億9,000万円ということで、非常に町全体の予算規模における割合としても大きいなというふうに感じました。

湯沢町の一番人気といいますか、それは何だろうと見たんですが、「ありがとう湯沢」応援感謝券ということで、1万円を寄附すると3,000円分の、1枚1,000円なんですけれども、その券がお礼に返礼品として行くわけですが、それが一番人気だというふうなふるさとチョイスのほうでは出ておりました。それを使えるのは町内に300店舗あるということなんですが、私そこで思いましたのは、先ほど質問の冒頭部分で申し上げたように、今現在、全国的には、富裕層の方々が返礼品をいろいろチェックしまして、自分の欲しいものといいますか、どちらかというところからそういう観点で寄附をされている方が多いのが現状だと認識しておりますが、本来は、例えば関川村にゆかりのある人、特に出身者ですとか親戚関係ですとか、そういう方々が関川村を応援するために村に寄附していただくというのが本来の目的だと思うんですが、そういう方々に対しまして、先ほどの湯沢の事例を申し上げますと、そういう商品券的なものがあれば、村へ帰省した際とか村へ冠婚葬祭とかで戻る機会に、少額だけれどもそういう券があれば地元へ貢献できるなというような効果、手軽な村の活性化に寄与する方法でもあるのかなというふうに感じております。

今、くしくもといいますか、暮らし応援商品券ということで1枚500円のが使われておりますけれども、このような、湯沢のまねをしてくださいというわけではないですけれども、本当に村に貢献したい、帰ってきたときにお金を使いたいというような方々には非常に有効なものではないかなと。もちろん村の産物をこれからも充実させていただくことは大賛成でございますけれども、一つの方法としての商品券的なものも考えられるのではないかなと思います。

それからもう一つは、先ほども申し上げましたが、今のところ富裕層、所得の比較的多い方がこの制度を使われているというところから、総務省の調査によりますと、寄附者と継続的なつながりを持つための取組をしている自治体が全国1,788のうち679団体、約4割の自治体が一旦寄附してくれた方との関係性を維持するための施策をしていますと。手軽なところでは暑中見舞いですとか年賀状なんだそうでございますが、私ども関川村にはふる里会という事業があるわけですが、そういう事業を寄附してくれた方々へPRをして、それでふる里会員になってもらうというような取り組み方も方法としてはあるのかなというふうに感じておりますので、この2点、私、直近といいますか、すぐできる対策としてちょっと考えてみたんですが、村長あるいは担当課長でも結構ですが、これに対する見解をいただければ幸いです。お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） わたしも、ふるさと納税の記事を見ますと、それこそ燕であったり湯沢を見ると本当にうらやましい限りでして、これを契機に様々な特産品なりが育ってくればいいかなとは思っているんですが、なかなか限りがあるという中で、今ご指摘いただいた感謝チケットですかね、ありがとうございますかね、それも大変いい制度かなと思います。ちょっと持ち帰って、そういうのがまたできないか検討をしてみたいと思います。

そしてまた、継続的な取組の関係では、あと足らなければ室長に答弁させますけれども、私はとりわけ富裕層の方々については私が直接お手紙を書いて、関川はいいところだからぜひ来てくださいというようなお手紙を書いたりしながら、なるべく付き合いができるようなことをやっておりますけれども、それがじゃあ実績につながったかといとなかなかまだ難しいんですけれども、継続していくということは大変関係人口を増やすという意味でも大事なことだと思いますので、今後も引き続きどんな対応ができるか考えたいと思います。

足りない点は政策室長に答弁させます。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） それでは、商品券の関係で追加で説明をさせていただきます。

現在、商品券という形ではございませんが、旅行券という形で、えちごせきかわ温泉郷利用券の発行は継続でさせていただいております。こちらのほうは、主な返礼品の中でも、寄附を頂く中では多く寄附を頂いているものになってございますので、継続してこれは実施をしてみたいと考

えております。

次に、寄附主の皆様との継続的な関係性づくりでございますが、いわゆる本当に大口の寄附をしていただいている皆様には村長が直接連絡を取っていただいたりということで、大口の皆様に限らず、村の場合はリピート率というのは割と高いほうなのではないかなという認識で、一担当としてはそのような認識でおるところでございます。継続して関係性をより充実するような取組については、今後も引き続き検討させていただきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。村長が自ら手紙を書かれてお礼をされているというのは初めてお聞きしました。今後ともそういう取組を継続していただければと思います。

それとあと、先ほども私申し上げたんですが、やはり一番関川村のことを考えているのは、ここから出られた出身者の方々だと思います。それで、一番この趣旨はふるさとやお世話になった自治体に感謝しということがございますので、ダイレクトメールとか個人的にご案内を出すのは今のこの時代なかなか容易でないと思いますので、例えばお盆ですとかお正月ですとか、息子さん、娘さん、そういう方々がたくさん帰ってくるわけですが、そういう方々にご自宅で今村でこういうことをやっているんだよと。ふるさと納税も、先ほど村長からの答弁がありましたが、保育園ですとか子育て関連に使われているということがございますが、明確に今村で力を入れているのはこの事業なんだと。それで、ガバメントクラウドファンディングというんでしょうか、それもふるさとチョイスに載っていたんですが、村で今力を入れて取り組みたい事業にお金を募ると。それもふるさと納税の対象になるという制度だそうですが、そういうものを里帰りされたときにおうちの方からちょっとパンフ渡してくれませんかというようなことであれば、そんなに難しくはないんじゃないかなと思いますし、一番のファンといいますか、気をかけていただいている出身者に対して何か寄附を継続してやっていただけるような手法も少し踏み込んで考えていただければかなと思いますので、提案ということでお聞きしたいと思っております。これに対して、もしも室長何かコメントあれば。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） やはり私も議員と同意見で、村の出身者の皆さんへのアプローチという部分では非常に大事なのではないかなと。村長の発案ではございましたが、過去には、村の職員の皆さんにご協力をいただいて、親戚であったり遠くにいる友人であったり暑中見舞いという格好で、関川村にふるさと納税をとという格好でアプローチを一度仕掛けさせていただいたことがありますが、なかなか実績につながらなかったという面もございまして、今年度は少しお休みをさせていただいたところでは。

今後も継続して、やはり帰省に来られる皆さんとか、また顔見知りの皆さんにはアプローチを継続させていただきたいと思っておりますし、こちらも何かしらいいアイデアを生み出せるように検討を続

けさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

それでは、大きな3点目の企業版ふるさと納税について再度お伺いします。

関川村ではこの制度を今いろいろ検討しているけれども、まだ実績はないというご答弁をいただきました。私考えましたのは、この制度が今ちょうど関川村が使える状況なんじゃないかなと思ひまして、この質問をさせていただきました。といいますのは、今進めておられます風力発電の大規模プロジェクトのことですけれども、制度的な内容については村当局もよくご存じだと思うんですけども、この事業のメリットというのが、専門的知識・ノウハウを有する人材が寄附活用事業に従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる。2つ目として、実質的に人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる。3つ目につきましては、関係人口の創出・拡大も期待できるというのが受入れ側の自治体のメリットでございますし、企業側のメリットとしましては、派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けることができる。寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなるというような企業側のメリットがあるとされておりまして。

私、今申し上げましたのは、企業版ふるさと納税の人材派遣型ということでございます。例えば、将来、役場内に風力発電の対策室といいますか、専門的な部署ができるんじゃないかと私は想像しているんですが、そちらに、例えば企業から1,000万円の寄附を頂ければ、その企業も寄附した中で従業員を派遣して、村とのいろんなパイプ役ですとか、いろんな対応をするプロジェクトチームの一員として活躍していただくことに対しての人件費ですね、それが村はかからないわけですし、企業側は、それは寄附をした中から賄えるといいますか、実質、1,000万円を寄附しても1割の負担で自治体のプロジェクトの中に人材を派遣できるというメリットがあるわけでございます。ですので、まだそこまで具体的な進捗にはなっていないかもしれませんが、こういうのが私今回いろいろ調べている中で関川村で有効に使えるのかなというような感じがしましたので、今回お話しさせていただきました。

また、それに関連して、これもまた総務省の事業、ふるさと納税の関連での優遇措置なんですけれども、新たに自治体に3名以上雇用するような事業所を構えると一定額の助成が出るというようなことございます。5,000万円以上の設置費用で20名雇用しますと960万円の助成が出るというような制度もございます。地域雇用開発助成金という名称でございますけれども、これと先ほど言いましたふるさと納税の企業版の人材派遣型というのを組み合わせると、村も企業もそんなに負担しなくても円滑に風力発電プロジェクトを進める一助になるんじゃないかなと思ひましてお話しさせ

ていただきました。この点について村長からひとつ見解をいただければありがたいです。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 風力発電事業についてはまだ決定しているわけではございませんけれども、企業側との話の中では、地域貢献がまず基本だということで話をさせていただいて、企業側からいろんな提案も出していただいています。そして、今ご指摘の企業版のふるさと納税もありますし、企業人というので、要は、会社の社員を出して、その経費を村が負担するときにそれに対するの交付税措置があるとか、様々な制度がございます。そしてまた、今の雇用の話もありましたけれども、東京のほうからこちらに企業が来るために施設整備をした場合に、国がほとんど施設整備に支援をするとか様々な制度がございます。実は今鋭意その辺のことを積み上げをして、なるべく村の出費を少なくする中で企業のノウハウを活用するべく、今具体的に様々な協議を進めているところです。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。いろいろな手法を今検討されているということで、ぜひ大きなプロジェクトですので、大切なのは村民に対して進捗状況ですとかいろいろな情報公開だと思いますので、ぜひそういう事業を活用していただいて村民に透明性のある事業の進め方をお願いしたいと思います。

私の質問を以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで一般質問を終わります。

1時10分まで休憩いたします。

午後0時06分 休憩

---

午後1時10分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

日程第5、議案第72号 関川村学校給食共同調理場条例の制定について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第5、議案第72号 関川村学校給食共同調理場条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第72号は、関川村学校給食共同調理場条例の制定についてでございます。これは、令和4年4月より小中学校給食の共同調理を関川小学校で行うため新たに制定するものがございます。

詳細は教育課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） 今ほど村長より説明がありましたとおり、今後の給食数の減少を考慮した給食調理施設の維持管理費縮減と給食調理の一元管理のため、来年令和4年4月から、関川小学校、関川中学校の共同調理場として関川小学校に設置し、調理場運営をするために必要な条例を制定するものです。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

第3条、「共同調理場に、必要に応じ次の職員を置く」となっていますけれども、その後、（1）から（5）まで必要な職員が出ているわけですけれども、この「必要に応じ」というのは要るんですか。その他必要な職員というのが（6）に入っているんですけれども、「調理場に次の職員を置く」でかえってそのほうがいいと思うんですけれども。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） ほかの市町村の条例を見ても「必要に応じ」というふうになっているので、それに倣って制定させていただきました。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第72号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第72号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第72号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6、議案第73号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県

市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第6、議案第73号 新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第73号は、新潟県市町村総合事務組合を構成する団体を変更するため、規約を変更するものでございます。

詳細を総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、議案第73号でございます。かがみがございまして、1枚はぐっていただきたいと思っております。

今回の規約の変更でございますが、新潟県市町村総合事務組合の構成団体の変更に伴うものでございます。まず、阿賀北広域組合が令和4年3月31日で脱退するというのが1つです。それから、令和4年4月1日から、加茂市、そして加茂市・田上町消防衛生保育組合、これが新たに加入するというので、これらに伴いまして規約を変更するというのでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第73号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第73号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第73号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7、議案第74号 上関跨線橋補修工事の施行に関する協定の締結について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第7、議案第74号 上関跨線橋補修工事の施行に関する協定の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第74号は、上関跨線橋補修工事の施行に関する協定の締結についてでございます。上関跨線橋補修工事は令和4年度に施行予定としており、先般、6月議会の第2号補正予算で債務負担行為をお認めいただいたところでございます。関川村議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定によりまして、議会の議決を求めるところでございます。

詳細は建設課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 議案第74号について詳細を説明します。

今ほど村長の説明にもありましたとおり、6月定例会議において、上関跨線橋補修工事の東日本旅客鉄道株式会社、以降JRといいます、との協定の債務負担行為を議決いただいております。このたび、JRから協定に係る金額が提示され、条件が整いましたので、協定書締結について議決をお願いするものです。

補修工事は、協定書締結後にJRが発注し、仮設工、桁塗装工、床版剝離防止工、防護柵及び伸縮装置取替工事を令和4年4月から同年11月まで施工し、令和4年度末までに事業を完了する予定となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 上関跨線橋なんですが、現在集落からの行政要望で、アスファルトがもう剝がれてしまって、そこで高齢者が足をつまらずに転ぶという事故といいたいまいしょうか、そういう懸案が2件ほどあったわけなんですが、アスファルトもこれと一緒に補修するということでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 今ほどのご質問ですけれども、橋面の舗装が大分支障があるということはこちらのほうでも把握しておりまして、これは別で、取りあえずの補修のほうを今業者のほうにお願いしているところです。なお、橋面舗装の工事については、また同じ工事の中で、この協定の工事の中で新たに打ち換えて新しくするという予定になっています。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員

会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第74号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第74号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8、議案第75号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長(渡邊秀雄君) 日程第8、議案第75号 関川村公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第75号は、関川村公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。これは、このたび整備いたしました関川村健康増進施設の指定管理者を公益財団法人関川村自然環境管理公社に指定することとし、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長(渡邊秀雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、小澤 仁さん。

○5番(小澤 仁君) 健康増進施設の指定管理については以前からお話しいただいていまして、関川村自然環境管理公社に管理を委託するというのは何ら問題はないんですが、特殊な健康増進施設というところで、今後これをほかの管理団体も含めて公募とかというお考えはありますか。

○議長(渡邊秀雄君) 村長。

○村長(加藤 弘君) 道の駅施設全体について、指定管理をどうするかというのは前々から議論がございます。温泉施設も含めてどこがやるかという議論があるんですが、今のところそれを公募するという予定はございませんでして、条例で、当該施設の性格上、この設置目的に照らして妥当だということで、管理公社に指定管理をしていただくという状況でございます。今のところ具体的な計画はございません。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第75号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第75号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第75号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 9、議案第76号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第9号）

日程第10、議案第78号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第10号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第9、議案第76号及び日程第10、議案第78号 令和3年度関川村一般会計補正予算（第9号）と（第10号）を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第76号は、令和3年度関川村一般会計補正予算（第9号）でございます。これは既定の予算総額に9,570万円を追加するものでございまして、第3回目となりますコロナワクチン接種の費用をはじめ、今後必要となる事業経費の追加でございます。また、昨今の灯油価格の高騰を受け、住民税非課税世帯を対象とした灯油購入費用の助成も盛り込んでおります。ご審議よろしくをお願いいたします。

次に、議案第78号は、令和3年度関川村一般会計補正予算（第10号）でございます。これは議案第76号の9号補正に3,050万円を追加するものでございまして、国の事業であります子育て世帯への臨時特別給付金の事業補正でございます。国で今様々な議論をされておりますが、いざ事業が固まりましたら速やかに執行できるように、今回お願いをするものでございます。

詳細は総務政策課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） それでは、初めに、議案第76号、第9号補正のほうを説明させてい

ただきます。

第1条で歳入歳出予算の補正でございます。9,570万円を追加いたしまして、予算総額52億7,870万円とするというものです。

第2条で地方債の補正でございます。

12ページをお開き願います。

12ページ、歳出からでございます。

2款総務費1項総務管理費です。初めに、広報無線費ということでありまして、今建設中の民間アパートに設置をいたします戸別受信機の費用でございます。工事費30万円、戸別受信機の機器代が35万8,000円です。5台分でございます。

それから、4目の財産管理費でございます。庁舎の修繕料で420万円。庁舎の漏水の修理あるいは外壁のタイルの修繕、それから、議員皆様のご理解の下、議員控室の一部をLANの配線をさせていただいてアコーディオンカーテンで仕切ってウェブ会議の部屋にさせていただきたいということといった関係の修繕で420万円を計上させていただきました。

11節の役務費でございます。手数料が2つありまして、まず15万円のほうですけれども、PCBの廃棄物調査の手数料でございます。村の施設の変圧器であるとかコンデンサー、それらがどこにどのくらいあるかという調査を行いたいということでございます。それから、70万円の手数料につきましてはコロナ対策でございます。コロナウイルスの光触媒のコーティングを行いたいというものです。ロビーの椅子であるとかカウンターであるとか会議室であるとか、いろんな方が利用する、あるいは触ったりするといったものにコーティングをしたいというものでございます。

交通安全対策費の修繕でございますが、これは交通安全灯の修繕でございます。

その下の安心安全対策費で雪下ろし事業の補助金。これは社会福祉総務費のほうに予算の組替えを行います。その関係でマイナスの10万円ということになっております。

その下の地域情報通信事業費であります。光ケーブル、電柱施設の関係で修繕料100万円を計上いたしました。

13ページです。

ふるさと納税の関係でございますが、当初予算では寄附金3,000万円を見込んでおりました。これを増額いたしまして6,000万円に変更いたします。その関係で歳出経費も増えるということの予算でございます。手数料は決済の手数料で10万円、それから謝礼品の発送業務委託料で1,274万8,000円、システム使用料で140万円、それぞれ計上でございます。

補助金のむらづくり総合推進事業補助金であります。まず一般分の10万円につきましては、上関集落の自主防災会の備品整備でございます。2分の1の補助です。トランシーバーであるとか保存食であるとか、そういったものを整備するというところでございます。施設整備分の230万円につき

ましては、大島集落のセンターに宝くじ助成を活用して整備するというものでございます。内訳は、エアコンが4台、テレビ1台、プレーヤー1台、座椅子が15台ということでございます。

24節積立金であります。これは高校生の通学定期券の補助の財源とするためのものでありまして、過疎債のソフトを活用するということで610万円であります。

次のページは3款民生費1項社会福祉費であります。

灯油等購入助成事業であります。村長からも説明がございましたが、昨今の灯油高を受けまして、住民税非課税世帯等の方に助成しようということでございます。1世帯当たり5,000円、予算は600人分の計上でございます。

それから、雪下ろし助成事業委託料というのが12節にございます。259万4,000円です。これは、昨年度までは社協が事業主体となりまして、村は補助金を支出するという立場でございました。今年度からは、この事業を村の事業として位置づけまして、その上で社協へ委託するというようにしております。

4目の心身障害者福祉費であります。

初めに、手数料が2つございます。いずれも、システムがございまして、それらの新しいパソコンにセットアップするときの手数料でございます。3万3,000円と4万4,000円です。

12節の委託料であります。地域生活支援事業委託料ということで、移動支援で40万円、訪問入浴130万円、いずれも利用者増に伴うものということであります。

15ページです。

2項児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金事業費ということで予算が幾つかございます。今、国の事業で進めております児童手当の支給対象者などに1人当たり5万円を支給するというものであります。ここの予算では610人分を計上してございます。

それから、12節の委託料で児童手当システム改修委託料198万円。これは児童手当の制度改正に伴う改修でございます。

それから、18節の補助金でこども食堂事業補助金100万円とあります。これについて少し説明をさせていただきます。この目的といたしましては、子供を地域で見守り育てることを目的とし、食事を通じて学びや暮らしを支援するこども食堂をボランティア等の協力を得ながら開設するというところでございます。社協が主体となりまして事業を行うということで、村は補助金を100万円用意したということであります。12月1日に全戸チラシ配布がございましたけれども、名称を「GOGO!!食堂」といたしまして、子供さんだけではなくて大人も行けるということのようでございます。なお、運営費につきましては、村の補助金のほか赤い羽根共同募金を財源とするということになっておりまして、今回は車を購入したいということでありまして、車の購入費も含めて100万円の補助ということであります。

それから、次のページは4款衛生費であります。新型コロナウイルスワクチン接種事業費ということで、3回目の接種の経費でございます。委託料で1,306万7,000円、使用料と賃借料で45万2,000円それぞれ計上であります。

17ページです。

7款土木費、この400万円というのは南中橋の橋梁補修の設計施工監理業務委託料であります。5項の住宅費であります。村営住宅の修繕ということで200万円計上であります。

18ページは9款教育費であります。小中学校の適応指導教室相談員、この方の分でありまして、対象児童生徒が増えているということでありまして、諸謝金で17万円、費用弁償で2万円それぞれ増額したいというものであります。

5項保健体育費であります。健康増進施設（コラッシュ）の関係で、会員カードを作成することで印刷製本で50万円、施設の管理委託料で200万円計上であります。

3目の給食費につきましては、共同調理場の開設に伴う修繕で71万4,000円です。

続いて7ページをお願いいたします。

7ページ、第2表地方債補正でございます。総務管理債、通学定期券の購入助成事業ということで、過疎債のソフトを利用するものであります。610万円の増額です。それから、道路橋りょう債、こちらも過疎債でありますけれども、南中橋の関係でありまして、国の補助金で足りない分を起債ということで140万円増額ということであります。

それから、8ページからは歳入でございます。

14款国庫支出金1項国庫補助金です。新型コロナウイルスワクチンの接種対策費で741万円、10分の10の補助率であります。

2項は国庫補助金になります。地域生活支援事業国庫補助金85万円。移動支援、訪問入浴支援の関係で、2分の1の補助率であります。それから、子ども子育て支援事業費国庫補助金198万円。児童手当のシステム改修の関係であります。10分の10の補助率です。子育て世帯への臨時特別給付金関係であります。3,050万円、一律5万円支給する分であります。それから、事務費で116万円、それぞれ10分の10の補助率であります。

それから、新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保事業国庫補助金ということで、ワクチン接種の事務費分ではありますが、610万9,000円あります。10分の10であります。

9ページ、道路事業費国庫補助金です。南中橋の関係で250万8,000円の補助金であります。

15款は県の支出金、2項県補助金であります。地域生活支援事業補助金、移動支援、訪問入浴支援の関係で、こちらは4分の1の補助率で42万5,000円です。

18款は繰入金です。ふるさと応援基金繰入金、返礼品の発送業務の委託料などで、その財源にするためであります。1,420万円。

19款は繰越金でございます。前年度繰越金2,075万8,000円。

20款諸収入、コミュニティ助成事業交付金、宝くじ助成の関係です。230万円。

21款は村債であります。交通対策事業で610万円、道路橋りょう整備事業で140万円、地方債補正でご説明したとおりでございます。

9号補正は以上となります。

続いて、10号補正のほうをご説明させていただきます。

議案第78号であります。

3,050万円を追加いたしまして、予算総額53億920万円とするというものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出、3款民生費であります。子育て世帯への臨時特別給付金事業費ということで3,050万円。その財源が前のページで、10分の10の国の補助金ということになってございます。9号補正でもございましたとおりなんでありますが、9号補正でまず一律の5万円を先行で給付したいということで予算を組んでおります。その後、国の当初の、当初といいましょうか、制度上は、現金給付の後、5万円相当のクーポン券を配付するということにしておりましたので、村といたしましては最初に5万円の補正予算を組んだところなんです、その後、国会の論議がありまして、クーポンに代えて地方自治体の事情によって現金給付も可能というような発言がございました。こういったことを受けまして、村ではクーポン券よりも現金給付のほうがいいというふうに判断をし、いつでも予算執行できるように、このたび第10号補正として追加する形で予算組みをさせていただきました。

なお、国の、今、国会、論議あるわけですけれども、制度設計的には、20日あるいは21日に予算が成立し、その後に地方自治体のほうに制度設計について明らかにされるというようなことのようにあります。ですので、これらが現金給付の関係がどうなるのか、それらを見極めながら対応してまいりたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第76号の質疑を許可します。質疑はありませんか。3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 14ページの雪下ろし助成事業委託料。前回、近議員のほうから雪対策についての質問があったときに、村で窓口をつくるというような回答でしたけれども、これもその窓口の経費として支出されるんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野本 誠君） 雪下ろしの関係は、まず窓口は総務政策課の総務班に決めております。そして、この委託料につきましては社協への委託でありまして、そして、受けた社協は非課税

世帯であるとか低所得者の方を対象にして助成するという制度でございまして、こちらの窓口の関係の経費ではございません。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、15ページ目のこども食堂事業補助金ですが、今「つなぐ」で食堂のようなものをやられているんですけども、それはもうやめて、こちらのほうへ全部移すということでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） こども食堂の経費につきましてですけれども、「つなぐ」でやっております食堂につきましては、今までどおり実施させていただきます。そのほかに、社会福祉協議会が実施主体となりましてこれから新しく始めるということでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） そこで、車の購入費とありますが、この車は何に使われるんでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） これから、こども食堂で食材の調達だったり職員が動くために利活用させていただきたいと思います。赤い羽根共同募金からも助成金がありまして、その補助金を除く部分に村の補助金を充当させていただきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、16ページ目、コロナウイルスワクチンの3回目ということで、これはいつぐらいから、日程というのは下りていきますでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 3回目のコロナワクチン接種でございますけれども、高齢者、2回目のワクチン接種が終わってから8か月経過後の方を対象といたしまして、1月25日から順次開始させていただきたいと思います。村内の医療機関、佐藤医院、診療所につきましては、20日と21日に実施する予定でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

13ページ、委託料の12節です。ふるさと納税謝礼品発送業務委託料となっておりますけれども、これは何件分ですか。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） このふるさと納税謝礼品の発送業務委託料については、何回分というのではなくて額に応じてのことになりますので、今回目標額を大幅に増加させた関係でこの額の設定となっております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 16ページの委託料、新型コロナウイルス関係の予約管理システム改修委託料と健康管理システム改修委託料が上がっておりますが、いずれも大きい金額ですけれども、私ども素人考えですと、前回ワクチン、2回ですか、接種したときに使ったシステムですから、例えば名前を変えたり日付を変えたりすれば使えるんじゃないかなという感覚を持つんですけれども、これに限らずですけれども、今までシステム改修というのは何回もあるわけですけれども、例えばもうちょっと汎用性のあるシステムにして、制度が若干変わったら数値を変えて使うようなことはできないのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 16ページ、4款1項3目の12節委託料の電算委託料のまず2番目の予約管理システム改修委託料でございますけれども、前回、1回目と2回目のワクチン接種のために予約システムを構築しました。それは予約を受け付けることに使ったわけですけれども、予約を入れても、その日の接種を受ける方の体調の都合だったり、予約はしたけれども当日にキャンセルがあったりとか、その辺がありまして、同じシステムを使うというのはなかなか難しいということと、3番目の健康管理システム改修委託料というのは、実際に医療機関で接種を受けられた方を実績として国のシステムで登録をしました。そのデータを関川村の健康管理システムというところに取り込みまして、実際に接種が終わった方を対象としてこれから予約を受け付けるというシステムをつくりたいということでございますので、なかなか汎用性のあるシステムを使い回しというのはできなくて、必要なことをするために必要な改修をするということでございますので、そういうシステム改修でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 当初予定していないものが、この3回目の接種ということでの改修ですということだと思いますけれども、例えば、このコロナであれば10分の10でしょうかね、交付金で来るんでしょうけれども、例えば今回ですとこの予約管理システムと健康管理システムで320万円ですか。その前のページには、児童手当システム改修委託料で198万円、その下の電算システム改修委託料で100万円とか、これだけざっと足しても600万円を超えるぐらいの金額になるんですね。

私、いつも思うんですけれども、例えばこういうシステム改修が必要ですよということで業者さんから見積りが来ても、それをそのままのみ、うのみじゃ表現が悪いですが、そのまま予算要求してという流れなのか。この間、値下げを交渉するような余地というか、そういう何か金額を下げるやり方、あるいは、システムであっても、こういう変化が起きてもここだけ直せばこのシステムは使えますよみたいなものを、これからそういうふうに変えていかないと、とてもじゃないですけれども、この補正予算だけで600万円のシステム改修というのは物すごい大きな金額だと思う

んです。2人分ぐらいの賃金といいますか、職員の報酬といいますか月給になるぐらいなので、もう少し何か村として電算の業者さんの中でもうちょっと、システム改修というか、何のためのシステムなんだという気がするんですね。いろんなのに対応できなければシステムとはいわないと思うんですね。何か制度がちょっと変わるだけで何百万というのは、どう考えてもこれから財政厳しい中で非常にウエートが大きくなるわけですので、今どうのこうのというのではないですけども、担当課長はじめ職員の方々にも、何かこうもうちょっと下げる余地とか、やり方を変えて根本的にこういうシステムに係る経費を下げられるような工夫をしてもらいたいんですが、質問でなくて意見みたいになってしまいましたけれども、お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） ちょっとコメントをさせていただきますが、全く議員と同じ問題意識を持っていて、少し変えるたびにシステムに金がかかると。システムがブラックボックスのような形なので、文句の言ってみようというか、分からないということで、大変よろしくないなど。しかも、これからどンドンドンドンそういうシステムが増えれば増えるほどランニングコストも増えていくということで、問題意識は全く同じでして、来年度にDX人材ということで国から民間企業を紹介してもらって、その方を村で雇って、村の全体のシステム、村民サービスの向上の視点とあと行政の効率化という視点でシステム全体を見直すつもりできております。

この前ちょっとITのコンサルトの人とも話をしたんですが、今、システムは1社が取ってしまうと、あとメンテも全部1社に独占になってくるんだけど、もう少しそれが競争できるようなシステムがいいよねという話もして、県も今、行政のデジタルで見直しをするという話が昨日かおととい新聞に載っていましたが、村もそういう人材を活用して、二、三年かけてその辺のシステムをしっかりと構築していきたいなと思っているところです。

○議長（渡邊秀雄君） 観光地域政策室長。

○観光地域政策室長（大島祐治君） 先ほど伝議員の質問に答えさせていただきましたふるさと納税の謝礼品の発送業務委託料で、追加で説明をさせていただきます。

この中には返礼品の代金も一緒に入っておりますので、その分を踏まえて寄附額の増額を見込んでこの金額となっておりますので、加えて説明をさせていただきました。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第76号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第76号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第78号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第78号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第78号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11、議案第77号 令和3年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第3号)

○議長(渡邊秀雄君) 日程第11、議案第77号 令和3年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第77号は、令和3年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第3号)でございます。

詳細を健康福祉課長に説明をさせますので、よろしくお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） それでは、議案第77号でございます。関川診療所特別会計補正予算（第3号）。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430万円を追加いたしまして、1億120万円とするものがございます。

初めに、304ページをお開きください。

7款1項1目受託事業収入でございます。これは新型コロナワクチン接種における接種委託料でございます。総額のうち430万円を計上させていただいております。

305ページをお開きください。

歳出、1款1項1目一般管理費でございます。1節の報酬でございますが、会計年度任用職員報酬ということで、ワクチン接種に伴いましてレントゲン技師の雇用をお願いいたしました。そのほか、インフルエンザのワクチン接種、それから新型コロナワクチン接種3回目ということで、看護師等の採用を見込みまして90万5,000円の補正とさせていただいております。9節旅費につきましては、1節報酬の看護師等の費用弁償、通勤手当でございます。

10節需用費でございますが、光熱水費。これは、診療所とデイサービスふれあいの家と一体的な施設になっておりまして、現在、ふれあいの家にさくら工房が入る予定でございましたけれども、1年移動するのを延期していただいております。ここでふれあいの家で1か月分の光熱水費を支払いをしていただいております。その分支払いするところがないということで、光熱費につきましては施設一体として基本料金がかかっているわけなんですけれども、昨年度まではふれあいの家で1か月分持っていただいておりますので、その分診療所が使った光熱費ということになります。ここで増額させていただいております。

委託料につきましては、ワクチン接種会場として使ったところのじゅうたんのクリーニングということで10万円計上させていただいております。

2款1項1目医業費でございますが、血液等検査委託料ということで300万円計上させていただいております。PCR検査や他の病院からの患者さんの紹介もあり、検査が増えております。

次の307ページでございます。

給与費明細書ということで、1、一般職、総括でございますが、給与費の報酬90万5,000円を追加させていただいております。これは、先ほどの会計年度任用職員報酬ということで、看護師、レントゲン技師等の報酬となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 305ページをお願いします。歳出の一般管理費の報酬のところでは会計年度任用職員報酬、その中で会計年度任用職員の事務員とワクチン接種に伴うレントゲン技師というふうにお聞きしたんですが、ワクチン接種ではレントゲンを撮ったことがなかったような気がしたんですが、詳しいお話を伺ってもよろしいでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） ちょっと説明が不足しておりました。ワクチン接種が始まりまして、大変先生も多忙となっております。レントゲン技師を雇用する前は、先生が自分で患者さんのレントゲンを撮ってすごい多忙な毎日を過ごしておりました、ワクチン接種で時間が取られる分、先生の負担を軽減するためにレントゲン技師の雇用をさせていただいております。そのための追加の予算ということでよろしくをお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 同じく305ページ、2款1項1目の医業費なんですけれども、これ300万円、血液検査等委託料が上がっていますけれども、先ほど説明ではPCR検査が何かよそからも申し込まれるとかなんとかという話があったので、もう1回ちょっと詳しい説明をお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） 血液等検査委託料でございますが、先ほどPCR検査という言葉をちょっと発してしまいましたけれども、この各種委託料の中で、血液等検査委託料のほかにPCR検査などほかの検査をやった場合も各種委託料の中で支払いをさせていただいております。血液等検査委託料の増額という中の要素としまして、他の病院から患者さんを紹介され、その方が検査の必要な方ということで検査量が増えていることもあり、それも要因としてあり通常の委託料よりも検査が増えているということもありまして、300万円の追加予算とさせていただくものです。

○議長（渡邊秀雄君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） じゃあPCR検査もここでやるわけですか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐藤充代君） PCR検査については、発熱患者さんについては受診された場合にはやっております。かかっているかもしれないからという不安があって検査してくださいというのは対象外ですけれども、発熱があって、ほかの病気かもしれないけれども、まずPCR検査をするということになっております。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第77号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第77号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12、同意第9号 関川村監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（渡邊秀雄君） 日程第12、同意第9号 関川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 同意第9号は、関川村監査委員の選任につき同意を求めるものでございます。監査委員は現在2名で、任期は4年です。このたび大戸三男さんが3月31日をもって任期満了となります。大戸さんは平成26年4月から長きにわたりご尽力いただいておりますが、ご本人のご意向もあり、退任いただくこととし、後任に中東の中東雅彦さんを選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は令和4年4月1日から4年間であります。

中東さんの略歴が添えてあります。

人事案件でありますので、全会一致でご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第9号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第9号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより、同意第9号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(渡邊秀雄君) 起立多数です。したがって、同意第9号は同意することに決定しました。

---

日程第13、同意第10号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第14、同意第11号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第15、同意第12号 関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(渡邊秀雄君) 日程第13、同意第10号から日程15、同意第12号まで、関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 同意第10号から同意第12号は、関川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

同意第10号は、現職である上関の渡邊 清さんが1月3日で3年の任期を満了することから、引き続き選任をいたしたいので、議会の同意を求めるものであります。

同意第11号と同意第12号は、現職の本間正昭さんと近 明さんの任期満了に伴い、後任に沢の渡辺容子さんと鮎谷の加藤つや子さんをそれぞれ新たに選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

任期はいずれも1月4日から3年間であります。

それぞれ略歴をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

どうぞよろしく願います。

○議長(渡邊秀雄君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、同意第10号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第10号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第10号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、同意第10号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。したがって、同意第10号は同意することに決定しました。

次に、同意第11号の質疑を許可します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第11号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第11号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、同意第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。したがって、同意第11号は同意することに決定しました。

次に、同意第12号の質疑を許可します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第12号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、同意第12号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより、同意第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案について同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（渡邊秀雄君） 起立多数です。したがって、同意第12号は同意することに決定しました。

---

○議長（渡邊秀雄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は、12月16日木曜日午後3時から会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

午後2時08分 散 会